

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定その他の国際約束の適用を受けるものである。

平成28年2月12日

香川県直島環境センター所長 小 蓑 雅 也

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量 生石灰 1,710,000キログラム
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 納入場所 小豆郡土庄町豊島家浦3158番地1 豊島処分地内
- (5) 入札方法

入札金額は、対象物品1キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位までの金額）を入札書に記載すること。

2 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあつては、平成28年2月24日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- (4)本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (5) 過去3年間（平成25年2月12日から平成28年2月11日までの間をいう。）において、本公告に示した購入物品と同種又は類似物品の販売実績があること。
- (6) 本公告に示した購入物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明した者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

3 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、2の(5)及び(6)に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成

28年2月24日午後5時までに、4の(1)に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、本公告に示した購入物品を適切かつ確実に納入することができる者と認められた者に限り入札参加の対象とする。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

郵便番号761-3110 香川県直島町2628-1 香川県直島環境センター 電話番号087-892-2981

ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合にあっては、(3)に記載した日時及び場所による。

(2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否

可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る。(郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成28年3月24日午後5時までとする。)

(3) 入札及び開札を行う日時及び場所

平成28年3月25日午後2時 郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県庁北館4階404会議室

(4) 入札説明書等を交付する日時

平成28年2月12日から同月18日まで(日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時までの間)

(5) 入札説明書等を交付する場所

(1)に掲げる場所のほか、次の場所で行う。

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県環境森林部廃棄物対策課資源化・処理事業推進室計画・調整グループ 電話番号087-832-3225

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成28年2月24日までに入札(契約)保証金免除(減額)申請書を4の(1)に示した場所に提出すること。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札者の参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

(4) 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(5) 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係

る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

(6) 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

(7) 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

(8) 指名停止等措置

落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる。

(9) 契約書作成の要否 要

(10) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成28年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

(11) その他 詳細は、入札説明書等による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased : Lime 1,710,000kg

(2) Time-limit for tender : 2:00p.m., March 25, 2016 (Tender submitted by mail must arrive by 5:00p.m., on March 24, 2016)

(3) Contact point for the notice : Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110 Tel 087-892-2981

(4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.